

第4回嬉野市議会定例会議案

令和7年12月2日提出

嬉 野 市

報告 番号	提出年月日	報 告 名	頁
13	令和7年12月2日	議決事件に該当しない契約の報告について	別冊

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
62	令和7年12月2日	嬉野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について	1
63	〃	嬉野市部設置条例について	14
64	〃	嬉野市印鑑条例及び嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について	18
65	〃	嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について	20
66	〃	嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	22
67	〃	嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について	24
68	〃	嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	32
69	〃	嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	37
70	〃	嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	39
71	〃	嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	41
72	〃	嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正する条例について	43
73	〃	嬉野市火入れに関する条例の一部を改正する条例について	45
74	〃	塩田庁舎等利活用基本計画について	47
75	〃	指定管理者の指定について（※嬉野市茶業研修施設）	48
76	〃	指定管理者の指定について（※嬉野市志田焼の里博物館）	49
77	〃	指定管理者の指定について（※嬉野市営嬉野温泉公衆浴場）	50
78	〃	令和7年度嬉野市一般会計補正予算（第7号）	別冊
79	〃	令和7年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	〃
80	〃	令和7年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃

議案 番号	提出年月日	議 案 名	頁
81	令和7年12月2日	令和7年度嬉野市下水道事業会計補正予算（第3号）	別冊
82	〃	財産の取得について	51

議決事件に該当しない契約の報告について

嬉野市議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例（平成26年嬉野市条例第41号）第2条の規定により下記のとおり報告する。

令和7年12月2日 提出

嬉野市長 村上 大祐

記

予定価格200万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和7年 第4回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
1	総務・防災課	令和7年度 旧不動小学校プール解体工事	嬉野町大字 不動山地区内	13,970,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲3943-10 (株)小川組 代表取締役 小川 真弘	令和7年9月29日	令和7年9月29日 ～ 令和7年11月28日
2	総務・防災課	令和7年度 不動山消防機庫新築工事	嬉野町大字 不動山地区内	50,380,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野甲3943-10 (株)小川組 代表取締役 小川 真弘	令和7年10月10日	令和7年10月10日 ～ 令和8年3月27日
3	財政課	令和7年度 旧公会堂跡地フェンス修理工事	嬉野町大字 下宿乙1297 番地他	2,449,260	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁5283-1 松元工務店 代表 松元 正行	令和7年10月27日	令和7年10月27日 ～ 令和7年11月28日
4	企画政策課	令和7年度 嬉野市コミュニティーセン ター空調設備改修工事	嬉野市塩田 町大字五町 田地区内	4,470,400	指名競争 入札	鹿島市古枝甲937-1 (株)水城電気 取締役社長 水城 妙	令和7年8月26日	令和7年8月26日 ～ 令和7年11月28日
5	健康づくり課	令和7年度 嬉野市塩田保健センター空調・ 換気機器取替工事	嬉野市塩田 町大字馬場 下地区内	3,234,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字馬場下甲480-2 (株)松尾電機 代表取締役 松尾 一弘	令和7年10月24日	令和7年10月24日 ～ 令和7年11月28日
6	環境下水道課	令和7年度 嬉野市営浄化槽事業 R7-036号 浄化槽設置工事	嬉野市塩田 町大字真崎 地区内	4,620,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和7年10月8日	令和7年10月8日 ～ 令和7年12月19日

予定価格200万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和7年 第4回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
7	環境下水道課	令和7年度 嬉野市公共下水道事業 マンホール蓋更新工事	嬉野市嬉野 町大字下宿 地内	6,930,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字吉田丁3649-18 (有)杉原建設 代表取締役 杉原 康一	令和7年9月1日	令和7年9月1日 ～ 令和7年12月12日
8	環境下水道課	令和7年度 嬉野市公共下水道事業 マン ホール補修工事	嬉野市嬉野 町大字下宿 地内	3,421,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下宿乙1038 古川建設 代表 古川 六	令和7年10月14日	令和7年10月14日 ～ 令和8年1月30日
9	観光商工課	器楽里移設及びトイレ棟他解体工事	嬉野町大字 吉田地内	12,870,000	随意契約	嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲218-2 黒木建設(株) 嬉野支店 取締役嬉野支店長 山口 勇	令和7年9月24日	令和7年9月24日 ～ 令和7年11月28日
10	農業政策課	令和7年度 ハウス団地基盤整備事業 谷地 区工事	塩田町大字 五町田地内	35,750,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和7年10月1日	令和7年10月1日 ～ 令和8年2月27日
11	農林整備課	令和7年度 地域農業水利施設ストックマネ ジメント事業 馬場下排水機場屋上防水改修等工事	嬉野市 塩田町大字 馬場下地内	5,665,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和7年9月3日	令和7年9月3日 ～ 令和7年11月28日
12	農林整備課	令和7年度 県単林道事業 林道今寺線排水改良工事	嬉野市 嬉野町大字 下宿地内	2,332,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字不動山甲101-1 (株)川内工業 代表取締役 川内 孝徳	令和7年10月14日	令和7年10月14日 ～ 令和8年1月30日
13	農林整備課	令和7年度 広川原キャンプ場場内整備工事	嬉野市 嬉野町大字 吉田地内	5,005,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和7年10月28日	令和7年10月28日 ～ 令和8年2月27日
14	建設課	7長第1号 市道本通り線道路補修工事	嬉野町大字 下宿地内	32,120,000	指名競争 入札	嬉野市嬉野町大字下野丙1746 (株)神近建設 代表取締役 神近 利久	令和7年9月16日	令和7年9月16日 ～ 令和8年1月30日
15	建設課	7長第2号 市道第一下童線道路補修工事	塩田町大字 谷所地内	6,633,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字五町田甲269 山口建設(株) 代表取締役 山口 貞彦	令和7年10月29日	令和7年10月29日 ～ 令和8年3月5日

予定価格200万円以上の工事又は製造の請負契約（第2条第1項関係）

番号 令和7年 第4回 定例会	所管課名	契約の名称	履行 の 場所	契約の金額 (円)	契約 の 方法	契約の相手方の 住所及び氏名	契約の締結 年月日	契約の期間
16	建設課	7改第1号 市道永石公民館線道路改良工事	塩田町大字 谷所地内	10,857,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字真崎1750 (株)成富建設 代表取締役 成富 純一	令和7年10月1日	令和7年10月1日 ～ 令和8年1月30日
17	建設課	7交第1号 交通安全施設工事	嬉野市内一 円	2,365,000	指名競争 入札	小城市小城町池上1844-1 ロードライン(株) 代表取締役 藤原 周太郎	令和7年9月3日	令和7年9月3日 ～ 令和7年11月28日
18	教育総務課	令和7年度 天然記念物再生事業 嬉野大茶樹侵入防止柵改修工事	嬉野町大字 不動山地内	2,970,000	指名競争 入札	嬉野市塩田町大字久間甲477-1 大川内建設(株) 代表取締役 大川内 学	令和7年9月1日	令和7年9月1日 ～ 令和7年11月28日

- ・履行の場所：庁内の場合は所属の名称、庁外の場合は実施場所
- ・契約の金額：消費税を含む契約総額
- ・契約の方法：一般競争入札、条件付き一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別

議案第62号

嬉野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

嬉野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を別紙のように制定する。

令和7年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）の規定に基づき、条例を制定する必要がある。

嬉野市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支

給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して一月当たりの利用定員を定めるものとする。

第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を

交付しなければならない。

- 5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその

保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第22条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
 - (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
 - (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはな

らない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

（1） 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

（2） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画
- (2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録
- (3) 第18条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、

正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出

力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項の」とあるのは「第6項において準用する第2項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第63号

嬉野市部設置条例について

嬉野市部設置条例（平成23年嬉野市条例第2号）の全部を別紙のように改正する。

令和7年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 令和8年4月に組織の機構改革を行うため、条例の全部を改正する必要がある。

嬉野市部設置条例

嬉野市部設置条例（平成23年嬉野市条例第2号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌するため、次の部を置く。

- （1） 政策部
- （2） 総務部
- （3） 市民部
- （4） 福祉部
- （5） 産業部
- （6） 建設部

（事務分掌）

第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。

政策部

- （1） 秘書に関すること。
- （2） 儀式及び表彰に関すること。
- （3） 広報及び広聴に関すること。
- （4） シティプロモーションに関すること。
- （5） 企業誘致に関すること。
- （6） 市政の総合計画及び総合調整に関すること。
- （7） 交通政策に関すること。
- （8） 行財政改革に関すること。
- （9） 総合教育会議に関すること。
- （10） 情報戦略に関すること。

総務部

- （1） 議会及び行政一般に関すること。
- （2） 文書及び法制に関すること。
- （3） 個人情報保護及び情報公開に関すること。
- （4） 人事及び給与に関すること。
- （5） 防災、減災及び消防に関すること。
- （6） 安全安心に関すること。

- (7) 財政に関すること。
- (8) 契約管理に関すること。
- (9) 公共施設の総合管理に関すること。

市民部

- (1) 戸籍及び住民基本台帳等に関すること。
- (2) 個人番号カードに関すること。
- (3) 医療保険及び国民年金に関すること。
- (4) 市税の賦課徴収及び使用料等の収納対策に関すること。
- (5) 環境衛生に関すること。
- (6) 廃棄物処理に関すること。
- (7) 水道に関すること。

福祉部

- (1) 高齢者福祉に関すること。
- (2) 障がい者福祉に関すること。
- (3) 保護に関すること。
- (4) 地域共生社会の推進に関すること。
- (5) 市民協働、男女共同参画及び地域振興に関すること。
- (6) こども家庭支援及び子ども子育て政策に関すること。
- (7) 健康増進に関すること。
- (8) 感染症対策に関すること。
- (9) 医療保険及び国民年金に関すること。

産業部

- (1) 農業政策に関すること。
- (2) 地場産品の振興に関すること。
- (3) 観光及び商工に関すること。

建設部

- (1) 道路、河川及び建築並びに住宅政策に関すること。
- (2) 農林整備に関すること。
- (3) まちづくり及び新幹線に関すること。
- (4) 都市計画及び公園に関すること。

(その他)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(嬉野市犯罪被害者等支援条例の一部改正)

第2条 嬉野市犯罪被害者等支援条例（平成28年嬉野市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「総務防災課」を「総務部防災安全課」に改める。

(嬉野市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市下水道事業の設置等に関する条例（令和3年嬉野市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「建設部に環境下水道課」を「下水道課」に改める。

議案第 6 4 号

嬉野市印鑑条例及び嬉野市手数料条例の一部を改正する条例について

嬉野市印鑑条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 1 3 号）及び嬉野市手数料条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 5 9 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 4 6 号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市印鑑条例及び嬉野市手数料条例の一部を改正する条例

(嬉野市印鑑条例の一部改正)

第1条 嬉野市印鑑条例（平成18年嬉野市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第2号中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

(嬉野市手数料条例の一部改正)

第2条 嬉野市手数料条例（平成18年嬉野市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

議案第 6 5 号

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例について

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成 1 8 年嬉野市
条例第 3 7 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県特別職の給与改定に鑑み、期末手当を改定するため、条例の一部を改
正する必要がある。

嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を
改正する条例

第1条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（平成18年嬉野市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の嬉野市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 66 号

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 40 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県特別職の給与改定に鑑み、期末手当を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年嬉野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の嬉野市長等の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 67 号

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市職員の給与に関する条例（平成 18 年嬉野市条例第 44 号）及び嬉野市一
般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年嬉野市条例第 1
5 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県人事委員会の勧告に鑑み、嬉野市職員について給与改定等を行うた
め、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市職員の給与に関する条例及び嬉野市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(嬉野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 嬉野市職員の給与に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例第 4 4 号）の一
部を次のように改正する。

第 2 5 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」
を、「1 0 0 分の 1 2 5」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 2 7.
5」を加え、同条第 3 項中「1 0 0 分の 7 0」との次に「、1 0 0 分の 1 2 7.
5」とあるのは「1 0 0 分の 7 2. 5」とを加える。

第 2 8 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」
を、「1 0 0 分の 1 0 5」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 1 0
7. 5」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する
場合には」を、「1 0 0 分の 5 0」の次に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0
分の 5 2. 5」を加える。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 5 条関係）

行政職給料表

職員の 区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月 額						
		円	円	円	円	円	円	円
定年前	1	197,800	244,400	279,100	312,900	335,900	370,500	424,900
再任用	2	198,900	245,700	280,100	314,400	337,800	372,100	426,800
短時間	3	200,100	247,200	281,100	315,800	339,600	373,800	428,700
勤務職 員以外 の職員	4	201,200	248,600	282,100	317,200	341,300	375,400	430,500
	5	202,300	250,000	283,100	318,700	343,000	377,000	432,300
	6	204,000	251,400	284,100	319,800	344,700	378,800	434,200
	7	205,600	252,800	285,000	320,800	346,400	380,300	436,000
	8	207,300	254,200	286,000	322,000	348,100	381,900	437,800

9	208,800	255,600	287,000	323,200	349,700	383,300	439,400
10	210,500	256,800	288,100	324,800	351,400	384,900	440,900
11	212,100	258,200	289,100	326,400	353,100	386,500	442,400
12	213,700	259,500	290,100	328,100	354,700	388,000	444,000
13	215,200	260,700	291,100	329,500	356,200	389,900	445,500
14	217,000	261,900	292,400	331,100	357,900	391,800	446,800
15	218,700	263,100	293,700	332,700	359,500	393,800	448,100
16	220,400	264,300	294,900	334,300	361,000	395,600	449,300
17	221,600	265,400	296,100	335,700	362,400	397,100	450,500
18	223,200	266,500	297,500	337,400	364,100	398,900	451,800
19	224,800	267,700	298,700	339,100	365,700	400,600	453,100
20	226,300	268,800	299,900	340,700	367,300	402,200	454,400
21	227,900	269,700	300,900	342,100	368,500	404,000	455,600
22	229,500	270,700	302,100	343,800	370,000	405,400	456,400
23	231,100	271,700	303,300	345,500	371,500	406,800	457,200
24	232,700	272,700	304,600	347,100	373,000	408,200	458,000
25	234,400	273,700	305,900	348,400	374,700	409,600	458,600
26	236,000	274,600	306,900	350,300	376,500	410,800	459,200
27	237,400	275,400	308,000	352,000	378,200	412,000	459,800
28	238,700	276,300	309,000	353,600	379,900	413,100	460,400
29	240,000	277,200	310,100	355,100	381,300	414,200	461,100
30	241,100	278,000	311,300	356,700	382,600	415,400	461,900
31	242,200	278,800	312,400	358,400	383,800	416,500	462,300
32	243,300	279,500	313,600	360,000	385,200	417,600	463,000
33	244,400	280,200	314,700	361,700	386,300	418,300	463,600
34	245,300	281,000	316,000	363,500	387,200	419,000	464,000
35	246,200	281,800	317,300	365,300	388,300	419,600	464,400
36	247,300	282,400	318,700	367,100	389,300	420,300	464,800
37	248,300	283,100	319,900	368,700	390,100	420,900	465,200
38	249,200	283,900	321,200	370,100	391,000	421,500	465,500
39	250,100	284,600	322,500	371,500	391,900	422,000	465,800

40	250,900	285,300	323,800	372,900	392,700	422,400	466,100
41	251,700	286,000	325,100	374,400	393,500	422,800	466,400
42	252,400	286,700	326,300	375,200	394,300	423,000	466,700
43	253,000	287,500	327,700	376,100	395,100	423,400	467,000
44	253,600	288,200	328,800	377,100	395,800	423,700	467,300
45	254,300	288,900	329,700	378,100	396,500	424,000	467,600
46	254,900	289,500	331,000	379,200	397,200	424,300	
47	255,500	290,200	332,300	380,100	397,900	424,600	
48	256,100	290,800	333,600	381,100	398,700	424,900	
49	256,600	291,500	334,700	382,000	399,200	425,100	
50	257,300	292,100	336,000	382,700	399,800	425,400	
51	257,900	292,800	337,200	383,400	400,400	425,600	
52	258,400	293,500	338,500	384,000	401,100	425,900	
53	258,800	294,000	339,800	384,400	401,500	426,100	
54	259,200	294,600	340,800	385,000	402,100	426,400	
55	259,500	295,200	341,900	385,600	402,700	426,700	
56	259,800	295,900	343,000	386,300	403,200	427,000	
57	260,100	296,500	343,700	386,600	403,600	427,200	
58	260,400	297,100	344,600	387,300	404,200	427,500	
59	260,700	297,800	345,300	388,100	404,800	427,800	
60	261,000	298,500	346,100	388,700	405,300	428,000	
61	261,300	299,100	346,900	389,000	405,700	428,200	
62	261,600	299,700	347,300	389,500	406,200	428,500	
63	261,900	300,200	347,900	390,100	406,700	428,800	
64	262,200	300,700	348,600	390,700	407,300	429,000	
65	262,500	301,200	349,400	391,000	407,600	429,200	
66	262,800	301,800	350,100	391,600	408,100		
67	263,100	302,300	350,800	392,300	408,400		
68	263,400	302,900	351,400	392,900	408,800		
69	263,700	303,300	351,900	393,300	409,100		
70	264,000	303,800	352,500	393,800	409,400		

71	264,300	304,300	353,000	394,400	409,700
72	264,600	304,900	353,600	394,900	409,900
73	264,900	305,400	353,900	395,400	410,100
74	265,200	305,800	354,400	396,000	410,400
75	265,500	306,100	354,700	396,400	410,700
76	265,800	306,400	355,100	396,700	410,900
77	266,100	306,600	355,500	397,100	411,100
78	266,400	306,900	356,000	397,600	411,400
79	266,700	307,100	356,500	398,100	411,700
80	267,100	307,500	357,000	398,500	411,900
81	267,400	307,700	357,300	398,900	412,100
82	267,700	307,900	357,800	399,400	412,400
83	268,000	308,200	358,200	399,800	412,700
84	268,300	308,400	358,600	400,200	412,900
85	268,600	308,700	358,900	400,500	413,100
86	268,900	308,900	359,300	400,900	
87	269,200	309,200	359,700	401,300	
88	269,500	309,500	360,100	401,700	
89	269,800	309,800	360,300	402,000	
90	270,100	310,100	360,700	402,400	
91	270,400	310,400	361,100	402,800	
92	270,700	310,700	361,500	403,200	
93	271,000	310,900	361,700	403,500	
94		311,100	362,000		
95		311,400	362,400		
96		311,800	362,700		
97		312,000	363,000		
98		312,300	363,400		
99		312,600	363,800		
100		313,000	364,200		
101		313,200	364,700		

	102		313,500	365,100				
	103		313,800	365,500				
	104		314,100	365,900				
	105		314,300	366,400				
	106		314,600	366,800				
	107		314,900	367,100				
	108		315,200	367,400				
	109		315,400	367,900				
	110		315,700					
	111		316,100					
	112		316,400					
	113		316,600					
	114		316,800					
	115		317,100					
	116		317,600					
	117		317,800					
	118		318,000					
	119		318,300					
	120		318,600					
	121		318,900					
	122		319,100					
	123		319,400					
	124		319,700					
	125		320,000					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額						
		202,300	230,100	272,200	293,000	308,800	335,200	378,500

第2条 嬉野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125、12月に支

給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の71.25」とする。

第28条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成19年嬉野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第3条第1項第1号」を「前条第1項第1号」に改める。

第6条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	410,000
2	460,000
3	514,000
4	580,000
5	662,000
6	773,000
7	902,000

第7条第2項中「100分の95」との次に、「、100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」とを、「100分の87.5」との次に、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」とを加える。

第4条 嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の9

0」を「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の嬉野市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）及び第3条の規定による改正後の嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の嬉野市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第3条の規定による改正前の嬉野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 68 号

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第 30 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 佐賀県人事委員会の勧告に鑑み、嬉野市会計年度任用職員について給与改定等を行うため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年嬉野市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

号給	給料月額（円）
1	197,800
2	198,900
3	200,100
4	201,200
5	202,300
6	204,000
7	205,600
8	207,300
9	208,800
10	210,500
11	212,100
12	213,700
13	215,200
14	217,000
15	218,700
16	220,400
17	221,600
18	223,200
19	224,800
20	226,300
21	227,900
22	229,500
23	231,100

24	232,700
25	234,400
26	236,000
27	237,400
28	238,700
29	240,000
30	241,100
31	242,200
32	243,300
33	244,400
34	245,300
35	246,200
36	247,300
37	248,300
38	249,200
39	250,100
40	250,900
41	251,700
42	252,400
43	253,000
44	253,600
45	254,300
46	254,900
47	255,500
48	256,100
49	256,600
50	257,300
51	257,900
52	258,400
53	258,800

54	259,200
55	259,500
56	259,800
57	260,100
58	260,400
59	260,700
60	261,000
61	261,300
62	261,600
63	261,900
64	262,200
65	262,500
66	262,800
67	263,100
68	263,400
69	263,700
70	264,000
71	264,300
72	264,600
73	264,900
74	265,200
75	265,500
76	265,800
77	266,100
78	266,400
79	266,700
80	267,100
81	267,400
82	267,700
83	268,000

84	268,300
85	268,600
86	268,900
87	269,200
88	269,500
89	269,800
90	270,100
91	270,400
92	270,700
93	271,000

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、嬉野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和元年嬉野市条例第31号）第3条に規定する正規の勤務時間が1週間あたり15時間30分未満の者（正規の勤務時間が週によって異なる場合には、任用時に見込まれる平均1週間あたりの勤務時間が15時間30分未満の者）又は1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が3月を超えない者については、改正後の会計年度任用職員条例の規定は、令和8年1月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の嬉野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 69 号

嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例について

嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年
嬉野市条例第 2 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 12 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号）及び乳児等通
園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和 7 年
内閣府令第 96 号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

嬉野市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年嬉野市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「乳児等通園支援事業において利用乳幼児の乳児等通園支援に従事する」を「乳児等通園支援事業所の」に改める。

第10条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第13条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に、「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第16条第7号中「開始、」を「開始及び」に、「及び」を「その他の」に改める。

第18条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改める。

第20条第3項中「係る利用定員」を「係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）」に改める。

第26条後段を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定（「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

議案第70号

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例について

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
嬉野市条例第28号）の一部を別紙のように改正する。

令和7年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）及び児童福祉
施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和7年内閣
府令第82号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

嬉野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
嬉野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第17条第2項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康
診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第1
3条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健
康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表
の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に
掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家
庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しな
ければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第71号

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第29号）及び嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年嬉野市条例第30号）の一部を別紙のように改正する。

令和7年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 嬉野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年嬉野市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」に改める。

(嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 嬉野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年嬉野市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10」を「第33条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 7 2 号

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正
する条例について

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（平成 1 8 年嬉野市条例
第 1 1 0 号）の一部を別紙のように改正する。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 一般廃棄物処理手数料を改定するため、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例（平成18年嬉野市条例第110号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「110円」を「140円」に、「80円」を「110円」に、「60円」を「80円」に改める。

第2条 嬉野市廃棄物の処理及び清掃並びに浄化槽に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中「140円」を「180円」に、「110円」を「130円」に、「80円」を「100円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和8年4月1日から、第2条の規定は令和10年4月1日から施行する。

議案第73号

嬉野市火入れに関する条例の一部を改正する条例について

嬉野市火入れに関する条例（平成18年嬉野市条例第126号）の一部を別紙のように改正する。

令和7年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 杵藤地区広域市町村圏組合火災予防条例（昭和48年杵藤地区広域市町村圏組合条例第15号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

嬉野市火入れに関する条例の一部を改正する条例

嬉野市火入れに関する条例（平成18年嬉野市条例第126号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「異常乾燥注意報又は火災警報」を「乾燥注意報、林野火災注意報又は林野火災警報」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第74号

塩田庁舎等利活用基本計画について

塩田庁舎等利活用基本計画を別紙のとおり定めたいので、嬉野市議会基本条例(平成21年嬉野市条例第16号)第8条第3号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 塩田庁舎等利活用基本計画の策定のため、嬉野市議会基本条例の規定により、議会の議決が必要である。

議案第75号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------------|----------------------------|
| 1 | 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市茶業研修施設 |
| 2 | 指定管理者の名称 | 佐賀県農業協同組合 |
| 3 | 指定管理者の指定期間 | 令和8年4月1日から
令和11年3月31日まで |

令和7年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市茶業研修施設の指定管理者を指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第76号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------------|----------------------------|
| 1 | 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市志田焼の里博物館 |
| 2 | 指定管理者の名称 | 志田焼の里振興会 |
| 3 | 指定管理者の指定期間 | 令和8年4月1日から
令和11年3月31日まで |

令和7年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市志田焼の里博物館の指定管理者を指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第 77 号

指定管理者の指定について

下記の公の施設の指定管理者を選定したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------------|--|
| 1 | 指定管理者が管理する施設の名称 | 嬉野市営嬉野温泉公衆浴場 |
| 2 | 指定管理者の名称 | 一般社団法人嬉野温泉観光協会 |
| 3 | 指定管理者の指定期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から
令和 11 年 3 月 31 日まで |

令和 7 年 12 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

理由 嬉野市営嬉野温泉公衆浴場の指定管理者を指定したいので、議会の議決が必要である。

議案第78号

令和7年度 嬉野市一般会計補正予算（第7号）

令和7年度嬉野市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ601,229千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,904,541千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加、変更は、「第2表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和7年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		47,911	△358	47,553
	2 負担金	42,616	△358	42,258
15 国庫支出金		3,312,239	50,580	3,362,819
	1 国庫負担金	2,427,949	41,522	2,469,471
	2 国庫補助金	761,959	8,704	770,663
	3 委託金	122,331	354	122,685
16 県支出金		1,507,474	39,661	1,547,135
	1 県負担金	889,523	32,739	922,262
	2 県補助金	545,305	5,680	550,985
	3 委託金	72,646	1,242	73,888
17 財産収入		60,859	2,723	63,582
	1 財産運用収入	42,755	2,723	45,478
19 繰入金		3,261,301	△178,710	3,082,591
	1 特別会計繰入金	4,227	7,046	11,273
	2 基金繰入金	3,257,074	△185,756	3,071,318
20 繰越金		1	664,067	664,068
	1 繰越金	1	664,067	664,068
21 諸収入		583,676	36,766	620,442
	3 貸付金元利収入	224,000	3,703	227,703
	4 受託事業収入	4,480	1,018	5,498
	5 雑入	352,693	32,045	384,738
22 市債		1,631,900	△13,500	1,618,400
	1 市債	1,631,900	△13,500	1,618,400
歳入	合 計	21,303,312	601,229	21,904,541

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		151,930	3,769	155,699
	1 議会費	151,930	3,769	155,699
2 総務費		6,440,245	376,219	6,816,464
	1 総務管理費	6,024,343	371,514	6,395,857
	2 徴税費	200,809	△2,702	198,107
	3 戸籍住民基本台帳費	111,406	5,954	117,360
	4 選挙費	64,624	△716	63,908
	5 統計調査費	20,453	1,664	22,117
	6 監査委員費	18,610	505	19,115
3 民生費		6,590,842	216,576	6,807,418
	1 社会福祉費	3,167,060	60,584	3,227,644
	2 児童福祉費	2,845,297	126,955	2,972,252
	3 生活保護費	578,385	29,037	607,422
4 衛生費		1,412,807	22,912	1,435,719
	1 保健衛生費	408,465	15,750	424,215
	2 清掃費	926,823	7,004	933,827
	3 上水道費	77,519	158	77,677
6 農林水産業費		917,980	23,071	941,051
	1 農業費	801,126	13,956	815,082
	2 林業費	116,644	9,115	125,759
7 商工費		520,355	△4,850	515,505
	1 商工費	520,355	△4,850	515,505
8 土木費		1,242,303	△14,641	1,227,662
	1 土木管理費	55,152	△10,685	44,467

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	
	2 道路橋りょう費	402,966	△11,852	391,114	
	4 都市計画費	723,685	12,924	736,609	
	5 住宅費	8,280	1,341	9,621	
	6 新幹線費	26,881	△6,369	20,512	
9 消防費		679,905	14,846	694,751	
	1 消防費	679,905	14,846	694,751	
10 教育費		1,775,791	20,527	1,796,318	
	1 教育総務費	271,567	22,912	294,479	
	2 小学校費	674,909	4,170	679,079	
	3 中学校費	123,656	1,933	125,589	
	4 社会教育費	272,004	△15,472	256,532	
	5 保健体育費	433,655	6,984	440,639	
11 災害復旧費		318,390	△57,200	261,190	
	2 公共土木施設災害復旧費	300,805	△57,200	243,605	
歳	出	合	計		
			21,303,312	601,229	21,904,541

第 2 表 継続費補正

(追加)

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	塩田庁舎等利活用整備事業（設計）	40,000	令和7年度	6,480
				令和8年度	33,520

(変更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
1 1 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	市道内野山木場線地すべり災害復旧事業	729,000	令和7年度	293,000	781,800	令和7年度	235,800
				令和8年度	436,000		令和8年度	246,500
				令和9年度	0		令和9年度	299,500

第 3 表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公用車更新事業	令和 8 年度	予算で定める額
育休代替等人材確保事業	令和 8 年度から令和 1 0 年度まで	各年度の予算で定める額
新庁舎電話整備事業	令和 8 年度	予算で定める額
新庁舎建物管理業務	令和 8 年度	予算で定める額
市制 2 0 周年記念事業 (市民公募)	令和 8 年度	予算で定める額
口座振替データ伝送サービス利用料 (放課後児童健全育成事業)	令和 8 年度	予算で定める額
口座振替データ伝送サービス利用料 (し尿処理事業)	令和 8 年度	予算で定める額
指定管理者による嬉野市茶業研修施設の管理に係る委託料	令和 8 年度から令和 1 0 年度まで	委託期間における各年度協定額の総額

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者による嬉野市志田焼の里博物館の管理に係る委託料	令和8年度から令和10年度まで	委託期間における各年度協定額の総額
指定管理者による嬉野市営嬉野温泉公衆浴場の管理に係る委託料	令和8年度から令和10年度まで	委託期間における各年度協定額の総額
学習用端末更新事業	令和8年度	予算で定める額
嬉野学校給食センター配送用リース車導入事業	令和9年度	予算で定める額

第 4 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
認定こども園等整備事業	千円 14,100	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り 入れる政府資金及び地方公共団体 金融機構資金について、利率見直 しを行った後においては、当該見 直し後の利率)	政府資金については、その融資 条件により、銀行その他の場合 にはその債権者と協定するもの による。ただし、市財政の都合 により据置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができ る。	千円 12,000	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ
道路メンテナンス事業	9,600	〃	〃	〃	10,600	〃	〃	〃
市道内野山木場線地すべり 災害復旧事業	130,100	〃	〃	〃	117,700	〃	〃	〃

議案第79号

令和7年度 嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度嬉野市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107,109千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,679,367千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月2日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2	4	6
	1 国庫補助金	2	4	6
5 財産収入		328	34	362
	1 財産運用収入	328	34	362
6 繰入金		272,621	9,300	281,921
	1 他会計繰入金	261,621	9,300	270,921
7 繰越金		1	97,771	97,772
	1 繰越金	1	97,771	97,772
歳入	合計	3,572,258	107,109	3,679,367

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		73,695	9,304	82,999
	1 総務管理費	68,183	9,304	77,487
4 保健事業費		45,774	222	45,996
	1 特定健康診査等事業費	35,710	222	35,932
5 基金積立金		23,328	60,852	84,180
	1 基金積立金	23,328	60,852	84,180
8 諸支出金		9,227	36,731	45,958
	1 償還金及び還付加算金	5,001	29,685	34,686
	2 繰出金	4,226	7,046	11,272
歳 出	合 計	3,572,258	107,109	3,679,367

議案第 80 号

令和 7 年度 嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度嬉野市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 4 9 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0 2, 1 5 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 2 月 2 日提出

嬉野市長 村上 大祐

歳入歳出予算補正

第1表 (歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		149,000	△146	148,854
	1 一般会計繰入金	149,000	△146	148,854
4 繰越金		1	6,643	6,644
	1 繰越金	1	6,643	6,644
歳入	合計	495,660	6,497	502,157

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		5,727	135	5,862
	2 徴収費	4,306	135	4,441
2 後期高齢者医療広域連合納付金		488,818	6,362	495,180
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	488,818	6,362	495,180
歳出	合計	495,660	6,497	502,157

令和 7 年度 嬉野市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度嬉野市下水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 令和 7 年度嬉野市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

	（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（ 計 ） 千円
（ 4 ） 主要な建設改良事業			
（イ） 農業集落排水機器更新 設計及び工事	44,200	△18,260	25,940
（ニ） 市営浄化槽設置工事	92,759	6,707	99,466

（収益的収入及び支出）

第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入		
（ 科 目 ）		（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（ 計 ） 千円
第 1 款	下水道事業収益	854,644	24,792	879,436
第 1 項	営業収益	264,753	29,723	294,476
第 2 項	営業外収益	589,891	△4,931	584,960

		支 出		
（ 科 目 ）		（既決予定額） 千円	（補正予定額） 千円	（ 計 ） 千円
第 1 款	下水道事業費用	839,851	△830	839,021
第 1 項	営業費用	756,939	△570	756,369
第 2 項	営業外費用	79,912	△260	79,652

（資本的収入及び支出）

第 4 条 予算第 4 条本文括弧書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 172,243 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 6,819 千円、繰越工事資金 6,200 千円、過年度分損益勘定留保資金 100,785 千円、当年度分損益勘定留保資金 58,439 千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		千円	千円	千円
第1款	資 本 的 収 入	455,377	△30,752	424,625
第1項	企 業 債	338,900	△12,800	326,100
第3項	国 庫 補 助 金	63,039	△18,832	44,207
第4項	負 担 金 等	14,480	880	15,360

支 出

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		千円	千円	千円
第1款	資 本 的 支 出	628,839	△31,971	596,868
第1項	建 設 改 良 費	227,701	△31,971	195,730

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。

補正前

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	124,900千円	普通貸借又は 証券発行	3.0%以内(た だし、利率見 直し方式で借 り入れる政府 資金及び地方 公共団体金融 機構資金につ いて、利率見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いては、その 融資条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と 協定するもの による。ただ し、企業財政 その他の都合 により据置期 間及び償還期 限を短縮し、 又は繰上償還 もしくは低利 に借換えする ことができ る。

補正後

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	112,100千円	補正前と同じ	補正前と同じ	補正前と同じ

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)
第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	千円	千円	千円
・職員給与費	54,258	2,521	56,779

(重要な資産の取得及び処分)
第7条 予算第11条に定めた資産の取得については、削除する。

令和7年12月2日提出
嬉野市長 村上 大祐

令和 7 年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更
 収益的收入及び支出
 収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 収益			(千円) 854,644	(千円) 24,792	(千円) 879,436	
	1 営業収益		264,753	29,723	294,476	
		1 下水道使用 料	260,433	29,723	290,156	
	2 営業外収益		589,891	△ 4,931	584,960	
		1 受取利息及 び配当金	1	599	600	
		3 長期前受金 戻入	215,201	△ 1,936	213,265	
		4 消費税及び 地方消費税 還付金	7,334	△ 3,217	4,117	
		5 雑収益	6,313	△ 377	5,936	

令和 7年度 嬉野市下水道事業会計予算実施計画変更
 収益的收入及び支出
 支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業 費用			(千円) 839,851	(千円) △ 830	(千円) 839,021	
	1 営業費用		756,939	△ 570	756,369	
		1 管きよ費	33,330	1,200	34,530	
		2 処理場費	287,053	626	287,679	
		3 総係費	41,162	2,243	43,405	
	2 営業外費用	4 減価償却費	393,986	△ 4,639	389,347	
			79,912	△ 260	79,652	
		1 支払利息及 び企業債取 扱諸費	72,402	116	72,518	
		2 雑支出		7,510	△ 376	7,134

令和7年度 嬉野市下水道事業会計予定キャッシュフロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

下水道事業会計 間接法 (単位 円)

I 業務活動によるキャッシュフロー

当年度純利益	33,596,865
減価償却費	389,347,000
固定資産除却費	1,408,000
賞与引当金の増加額 (△は減少)	353,040
法定福利費引当金の増加額 (△は減少)	20,960
貸倒引当金の増加額 (△は減少)	307,000
長期前受金戻入額	△ 213,265,000
受取利息及び配当金	△ 600,000
支払利息及び企業債取扱費	72,518,000
営業及び営業外未収金増減額 (△は増加)	△ 59,740,327
営業及び営業外未払金増減額 (△は減少)	27,176,466
前払金・前払費用増減額 (△は増加)	6,200,000
小計	257,322,004
受取利息及び配当金	600,000
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 72,518,000
業務活動によるキャッシュフロー①	185,404,004

II 投資活動によるキャッシュフロー

固定資産取得・建設改良事業等実施額	△ 179,954,278
他会計補助金による収入	38,958,000
国庫補助金による収入	35,250,183
工事負担金による収入	15,360,000
投資活動によるキャッシュフロー②	△ 90,386,095

III 財務活動によるキャッシュフロー

企業債による収入	326,100,000
企業債の償還による支出	△ 401,133,973
財務活動によるキャッシュフロー③	△ 75,033,973

IV 現金預金の増加額④=①+②+③ 19,983,936

V 現金預金の期首残高 270,766,592

VI 現金預金の期末残高 290,750,528